

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和46年施行。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項で、市町村は“当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。”と定められている。

館山市（以下「本市」という。）では、平成24年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定（令和4年3月一部変更）し、住民・事業者・行政の3者が一体となり、資源循環社会形成の推進及び適正な処理体制の整備に向けた様々な取り組みを行ってきた。

現在までの発生抑制・再使用の推進に係る取り組みにより、本市のごみの排出量は減少傾向にあるものの、過去10年間に於いて事業系ごみ排出量が横ばいとなっていることや再資源化率が伸び悩んでおり、資源循環社会形成のさらなる推進にあたり課題となっている。

さらに、本市の中間処理施設（焼却施設）は、稼働開始後41年を経過しており、令和3年度から令和5年度にかけて、基幹的設備改良（長寿命化）工事を実施し、令和20年度まで稼働する計画となっているが、その間も適切な整備及び維持管理が必要となっている。

国においては、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定したほか、「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）」や、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」等、循環型社会の実現に向けた様々な法律の整備が進められている。

また、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年環境省告示第34号）」が令和7年2月に改正され、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進を含む令和5年の見直しに加え、「第五次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえた目標値の改定が行われた。

千葉県においては、「千葉県廃棄物処理計画」（令和3年3月策定）を定め、各主体が相互に連携した排出抑制と資源の適正な循環的利用の推進や、食品ロスの削減や災害廃棄物の処理等、多様化する新たな課題に対して、千葉県として目指すべき循環型社会の在り方を示している。

本市では、第5次館山市総合計画（令和8年3月策定）において、まちの将来像を「みんなが主役 住んで楽しい 来て楽しい まち・館山」としており、豊かな自然がいつもある、快適で安全なまちの実現のために、「脱炭素による持続可能な社会の実現」及び「資源循環型社会の構築」をあげている。

このような背景から、本市では一般廃棄物処理に関して必要な施策を推進するための総合的かつ中・長期的な視点に立って、計画的に一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理施策を推進するための基本的な方針として、新たな「一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、循環型社会の実現を目指す。

2. 計画対象区域

本計画の対象区域（計画処理区域）は、館山市全域とする。

3. 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は図 1-1 に示す通り、一般廃棄物を対象とする。

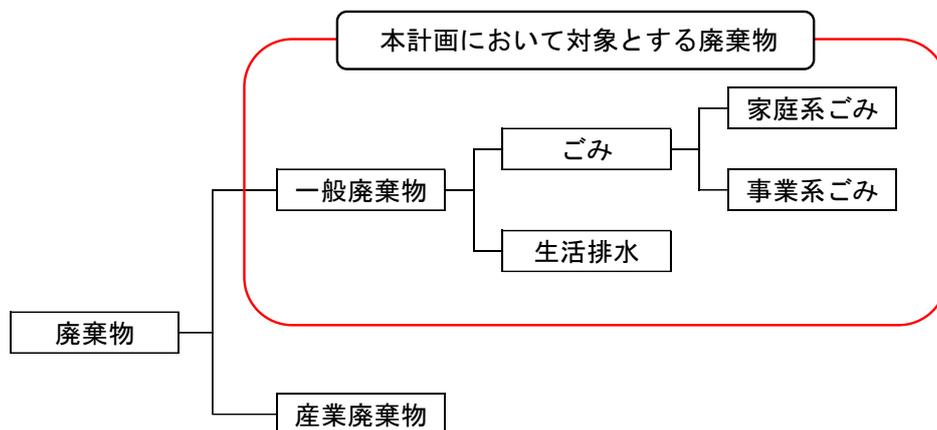


図 1-1 計画の適用範囲

4. 計画期間

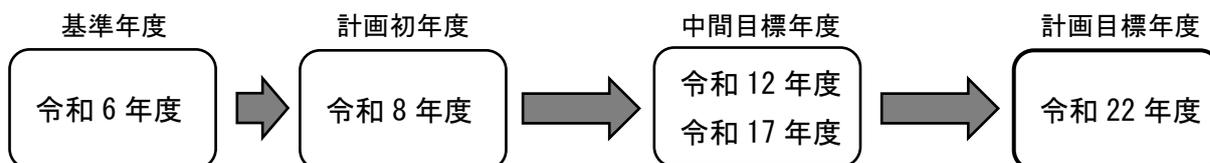
ごみ処理基本計画策定指針では、計画目標年度は計画策定時より 10～15 年後程度とされている。したがって、本計画は令和 8 年度を初年度とし、15 年後の令和 22 年度を計画目標年度とする。なお、計画は概ね 5 年ごとに見直しを行うこととする。

また、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律の整備、施設整備事業の進捗状況など、必要に応じて、計画期間内であっても計画の見直しを行うものとする。

本計画の計画目標年度 令和 22 年度
(中間目標年度：令和 12 年度、令和 17 年度)

なお、本計画の基準年度は、令和 6 年度とする。

そのため、本計画では中間目標年度及び目標年度における減量化、再資源化等の計画目標数値は、令和 6 年度を基準とした値を用いる。



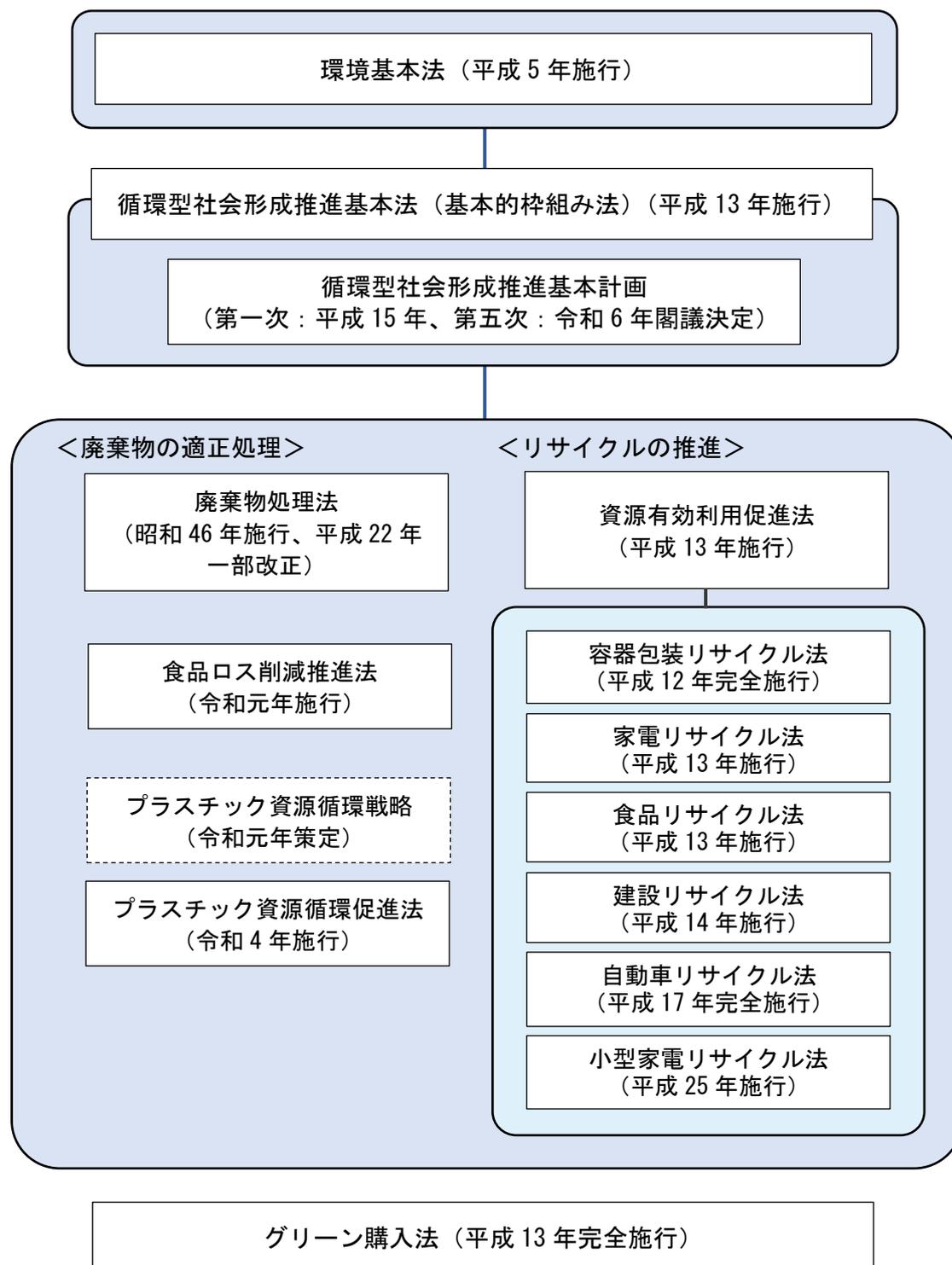
5. 計画の位置づけ

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、国の「ごみ処理基本計画策定指針」において、「国や都道府県の計画等を踏まえたものとする。」とされており、以下に本計画の位置づけを示す。

1) ごみ処理に係る計画の位置づけ

①各種法体系の整理

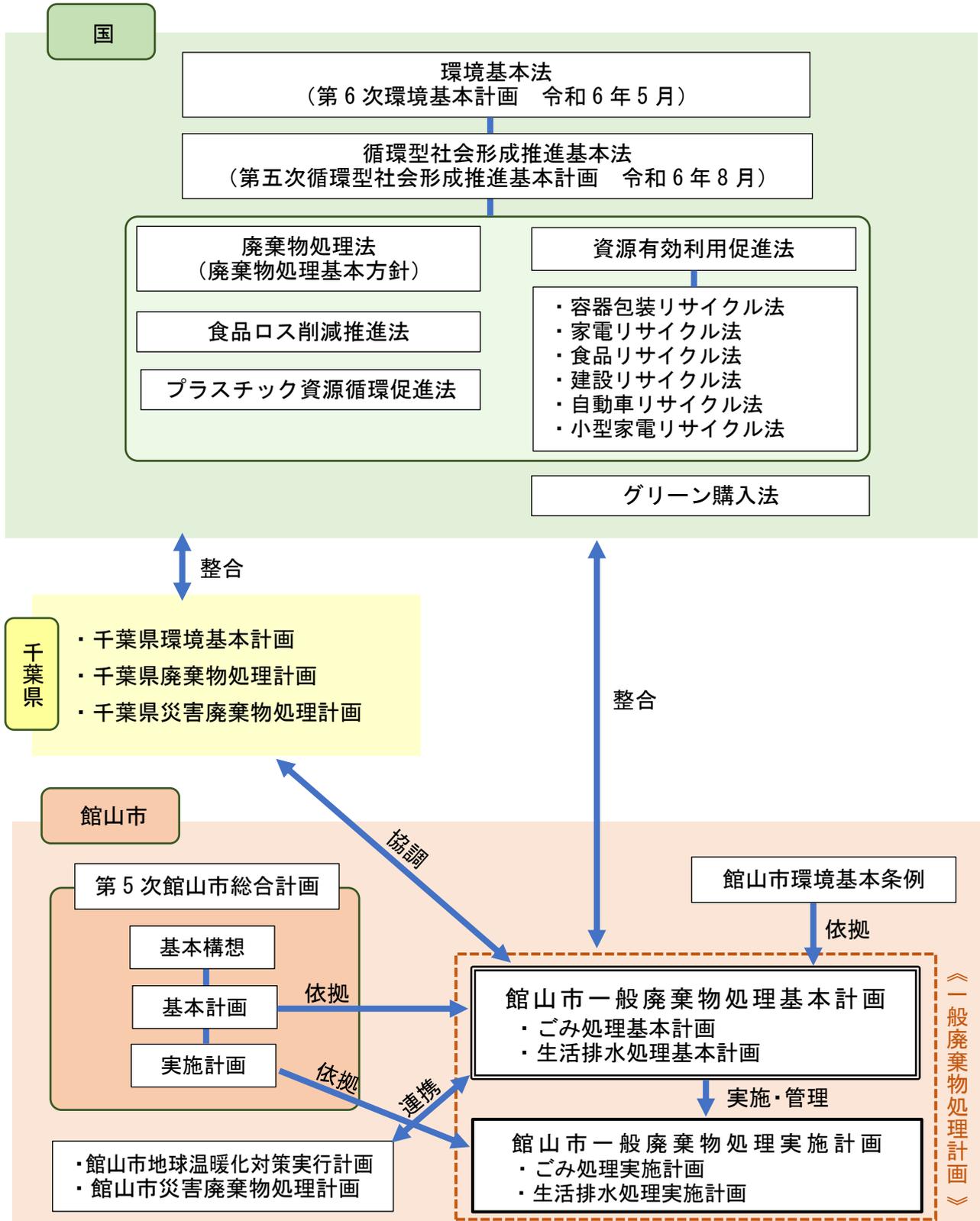
令和7年度に改定される本計画に係る、循環型社会の構築に向けた法体系は以下のとおりである。



②館山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の位置づけ

本計画は、環境基本法や循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、各種リサイクル関連法に基づき本市における一般廃棄物の処理に関する基本方針を示している。

なお、各種法律や国の計画及び方針を踏まえるとともに、本市の上位計画（館山市総合計画等）との整合を以下に示すとおり図るものとする。循環型社会形成推進基本計画及び千葉県廃棄物処理計画の概要は参考として次のページに示す。



【第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）の概要】

＜重点分野＞

- ・循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ・事業者間連携によるライフサイクル¹全体での徹底的な資源循環
- ・多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ・資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ・適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

＜目標値＞

指標（目標）	数値目標	目標年度
1人1日当たりごみ焼却量	約580g	2030年度

＜持続可能な社会づくりとの統合的な取り組み＞

- ・ネット・ゼロ²、ネイチャーポジティブ³との統合的施策
- ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策
- ・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大
- ・バリューチェーン⁴循環性等の国際ルール形成主導
- ・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用
- ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化
- ・地域の特性を活かした資源循環システムの構築
- ・地方公共団体が連携協働を促進
- ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス⁵削減等でライフスタイルを転換 等

【第10次千葉県廃棄物処理計画（令和3年3月）の概要】

＜計画策定の趣旨＞

県内の廃棄物に関する施策の基本方針を示す。

＜計画期間＞

令和3年度から令和7年度までの5年間

＜計画目標（一般廃棄物）＞

指標（目標）	基準年度：平成30年度	数値目標 （目標年度：令和7年度）
排出量	206万t	183万t以下
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	507g/人・日	440g/人・日以下
出口側の循環利用率	22.4%	30%以上
最終処分量	14.3万t	12万t以下

＜展開する施策＞

3Rの推進・適正処理の推進・適正処理体制の整備・万全な災害廃棄物処理体制の構築

¹ 製品やサービスの製造から廃棄・リサイクルまで一連の過程

² 温室効果ガスについて、様々な吸収・固定する取り組みにより、活動全体の排出量は差し引きゼロになっている状態を示す。

³ 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指す。

⁴ 企業における各事業活動を価値創造のための一連の流れとして捉える考え方。

⁵ 新品や中古品に係らず、まだ着られるが廃棄されてしまう衣類を指す。

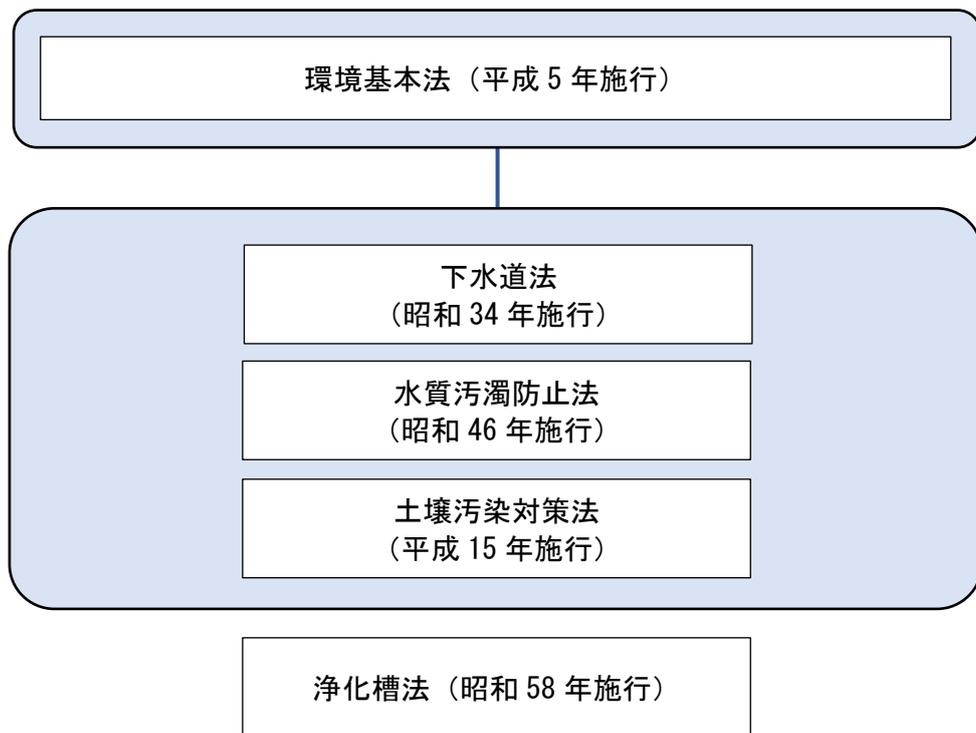
<新たな取り組み>

「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」の展開

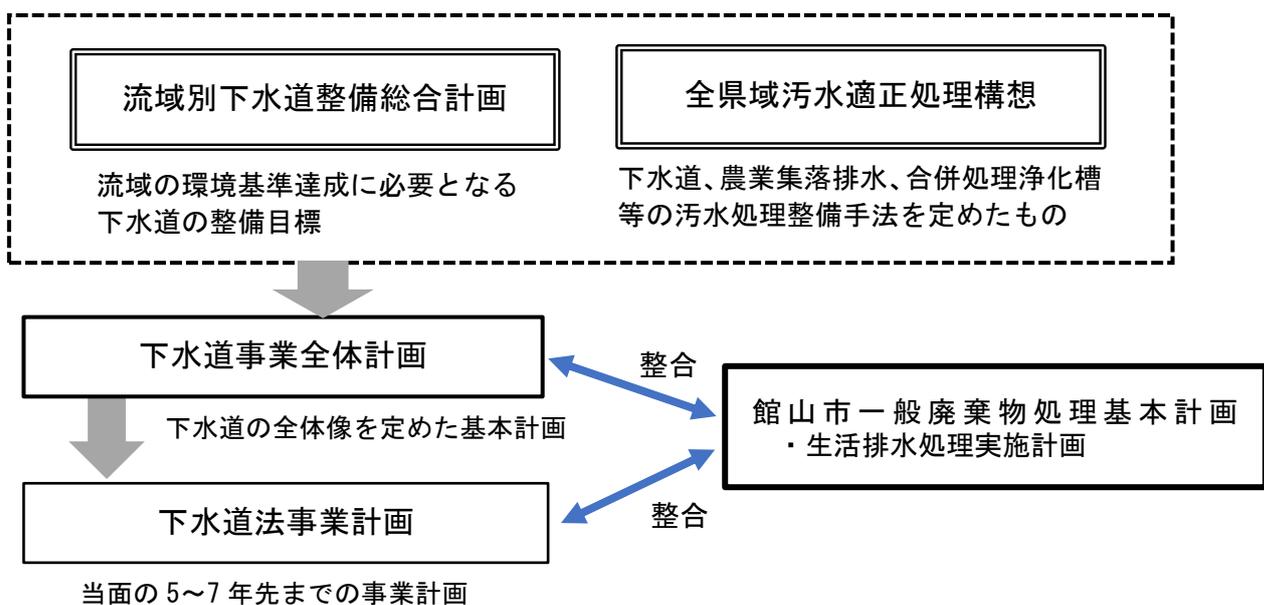
2)生活排水処理に係る計画の位置づけ

①各種法体系の整理

本計画の策定に係る、適正な生活排水処理に向けた法体系は以下のとおりである。



②館山市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）の位置づけ



第2章 館山市の概況

第1節 人口動態

1. 直近の人口及び世帯数

平成27年度～令和6年度の人口及び世帯数の推移を表2-1及び図2-1に示す。

本市の人口は減少傾向にあり、平成27年度と比べて令和6年度の人口は約10%減となった。世帯数は増加傾向にあり、平成27年度と比べて令和6年度の世帯数は約2%増となった。よって、1世帯あたりの人口は減少しつつある。

また、総人口のうち外国人登録人口数は増加傾向にある。

表 2-1 人口及び世帯数の推移

年度	住民基本台帳			
	人口 (人)	(うち外国人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたりの人口 (人/世帯)
H27	48,460	(372)	22,801	2.13
H28	48,090	(410)	22,954	2.10
H29	47,467	(361)	23,001	2.06
H30	46,934	(392)	23,073	2.03
R1	46,296	(382)	23,081	2.01
R2	45,895	(390)	23,207	1.98
R3	45,367	(431)	23,309	1.95
R4	44,866	(499)	23,340	1.92
R5	44,328	(563)	23,399	1.89
R6	43,672	(634)	23,363	1.87

出典：館山市HP「人口・世帯数」より

※各年10月1日

※住民基本台帳人口は外国人を含む

※「1世帯あたりの人口」＝「人口(人)」÷「世帯数(世帯)」

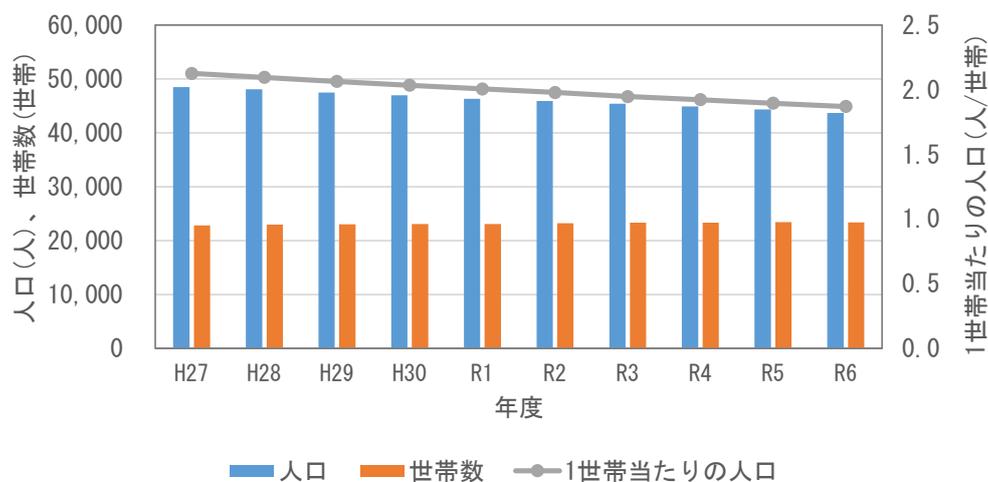


図 2-1 人口及び世帯数の推移

2. 年齢別・性別の構造

令和6年10月1日現在の年齢別及び性別の構造を図2-2に示す。

本市総人口に占める年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の割合はそれぞれ、8.5%、50.8%、40.7%となった。

また、各性別においては、男女ともに生産年齢人口の割合が最も大きく、特に75～79歳が男女別各総人口の約10%を占めていた。

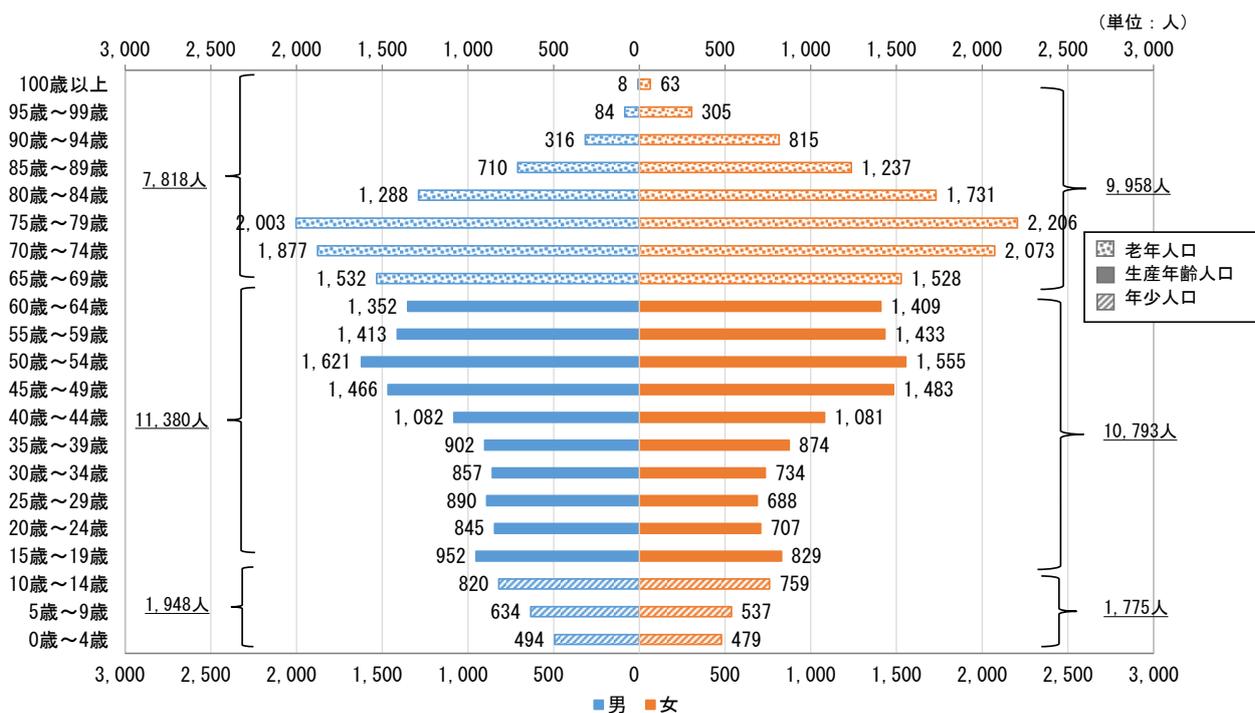


図 2-2 年齢別人口及び性別の構造

3. 将来人口の予測

本計画期間における将来人口については、市の最新の推計人口を参考とする。

1) 本市推計

本市における、将来人口推計について表 2-2 に示す。なお、以下推計値については、5 年ごとの値が定められている。

表 2-2 将来人口の推計（令和 2～32 年度）

年	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
市推計人口（人）	45,153	42,603	40,457	38,402	36,348	34,275	32,368

参考：第 5 次館山市総合計画

2) 本計画期間の人口予測

表 2-2 に示す 5 年ごとの本市推計値から、多項式近似により、本計画期間内の各年における推計人口の補完を行った。計画期間内の推計人口は、表 2-3 に示す通りである。

なお、令和 7 年、令和 12 年、令和 17 年、令和 22 年の推計値においては、表 2-2 に示す本市推計値を採用している。

表 2-3 計画期間内の推計人口（令和 7～22 年）

年	推計人口(人)
R7	42,603
R8	42,218
R9	41,763
R10	41,316
R11	40,875
R12	40,457
R13	40,012
R14	39,589
R15	39,170
R16	38,756
R17	38,402
R18	37,939
R19	37,535
R20	37,134
R21	36,734
R22	36,348

第2節 地域特性（産業の動向等）

1. 本市内の産業構造

1) 就業者数

国勢調査年における産業別就業者数の推移について、表 2-4 及び図 2-3 に示す。

全産業の就業者数は年々減少を続けており、平成 12 年に対し令和 2 年は約 21% 減となった。

また、令和 2 年における産業 3 部門別の就業者数は第 1 次産業が 7.1%、第 2 次産業が 13.0%、第 3 次産業が 77.7% と第 3 次産業が最も大きい割合を占めている。第 1 次産業及び第 2 次産業の就業者数の割合は年々縮小傾向にあり、第 3 次産業の割合は拡大傾向にある。

表 2-4 産業別就業者数の推移

(単位：人)

産業分類	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	2,730 (10.8%)	2,372 (9.8%)	1,777 (7.7%)	1,682 (7.7%)	1,400 (7.1%)
農業	2,435	2,166	1,588	1,528	1,253
林業	8	6	23	12	13
漁業	287	200	166	142	134
第2次産業	4,992 (19.8%)	4,307 (17.8%)	3,733 (16.3%)	2,998 (13.7%)	2,579 (13.0%)
鉱業、採石業、砂利採取業	22	13	13	5	7
建設業	2,346	1,973	1,792	1,702	1,445
製造業	2,624	2,321	1,928	1,291	1,127
第3次産業	17,420 (69.1%)	17,284 (71.5%)	17,193 (74.9%)	16,843 (77.0%)	15,365 (77.7%)
電気・ガス・熱供給・水道業	150	118	123	106	89
情報通信業	1,374	177	149	143	146
運輸業、郵便業	—	927	1,052	870	744
卸売業、小売業	5,985	4,443	4,116	3,655	3,116
金融業、保険業	640	522	504	468	374
不動産業、物品賃貸業	170	217	293	286	279
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	477	466	456
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	1,059	973	890
宿泊業、飲食サービス業	—	2,110	2,283	2,092	1,728
教育、学習支援業	—	1,119	1,085	1,071	1,030
医療、福祉	7,195	2,479	2,963	3,507	3,583
複合サービス業	—	354	231	323	272
サービス業(他に分類されないもの)	—	2,841	1,135	1,207	1,141
公務(他に分類されるものを除く)	1,906	1,977	1,723	1,676	1,517
分類不能の産業	72 (0.3%)	212 (0.9%)	265 (1.2%)	340 (1.6%)	420 (2.1%)
総数	25,214	24,175	22,968	21,863	19,764

参考：館山市の統計 2023 (10) 産業別(大分類) 就業者数

※括弧内は総数に占める割合であり、端数処理の関係で合計が 100.0% にならない場合がある。

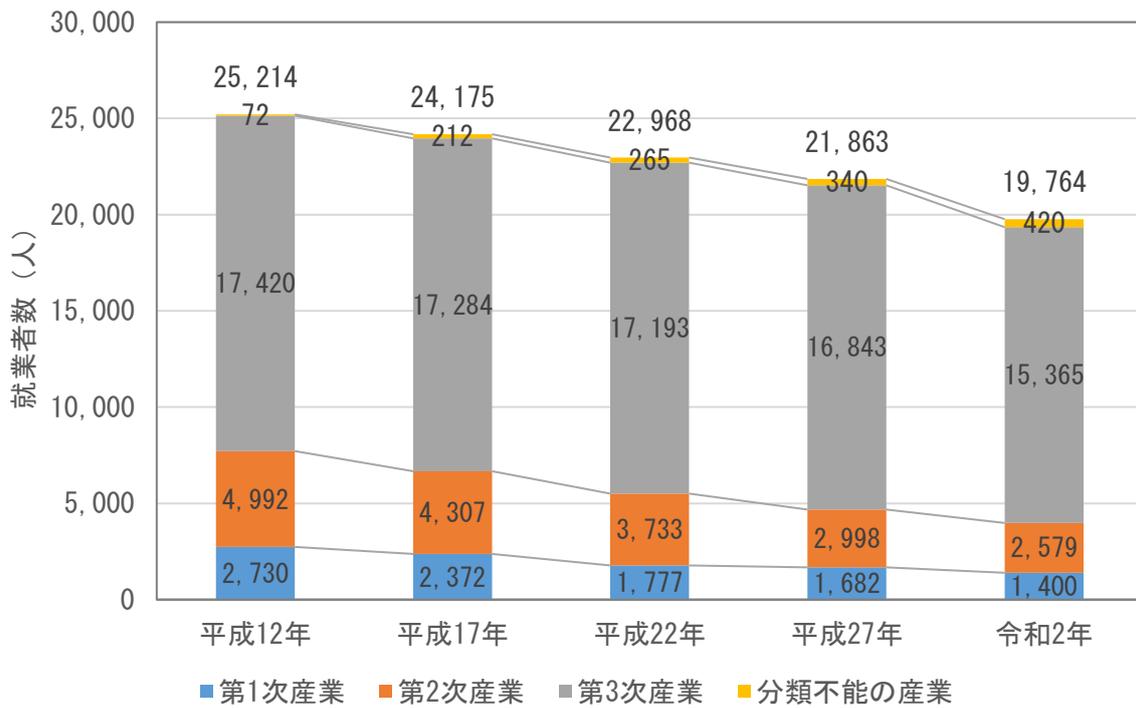


図 2-3 産業別就業者数の推移

2) 事業所数

経済センサス調査年における事業所数の推移について、表 2-5 及び図 2-4 に示す。

事業所数の総数は減少傾向となっており、産業 3 部門別では、第 1 次産業の事業所数が増加傾向、第 2 次産業及び第 3 次産業が減少傾向となっている。

令和 3 年の第 3 次産業の事業所数は総数の約 85%となっている。

表 2-5 事業所数の推移

(単位：事業所)

産業分類	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
第1次産業	15	17	19	20	24
農業					
林業	15	17	16	20	24
漁業			3		
第2次産業	448	423	408	365	334
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	323	289	277	250	222
製造業	125	134	131	115	112
第3次産業	2,645	2,484	2,499	2,391	2,104
電気・ガス・熱供給・水道業	4	2	1	1	5
情報通信業	18	15	16	18	12
運輸業、郵便業	52	48	45	41	38
卸売業、小売業	866	777	745	712	597
金融業、保険業	61	54	57	52	49
不動産業、物品賃貸業	139	125	132	127	109
学術研究、専門・技術サービス業	105	93	98	88	78
宿泊業、飲食サービス業	626	593	590	566	427
生活関連サービス業、娯楽業	308	301	296	280	244
教育、学習支援業	89	87	91	88	107
医療、福祉	168	174	205	213	219
複合サービス業	22	22	23	20	20
サービス業(他に分類されないもの)	187	193	200	185	199
総数	3,108	2,924	2,926	2,776	2,462

参考：館山市の統計 2012・2016・2023 III. 産業（大分類）別、民営事業所等の推移

※事業内容等不詳を含まない

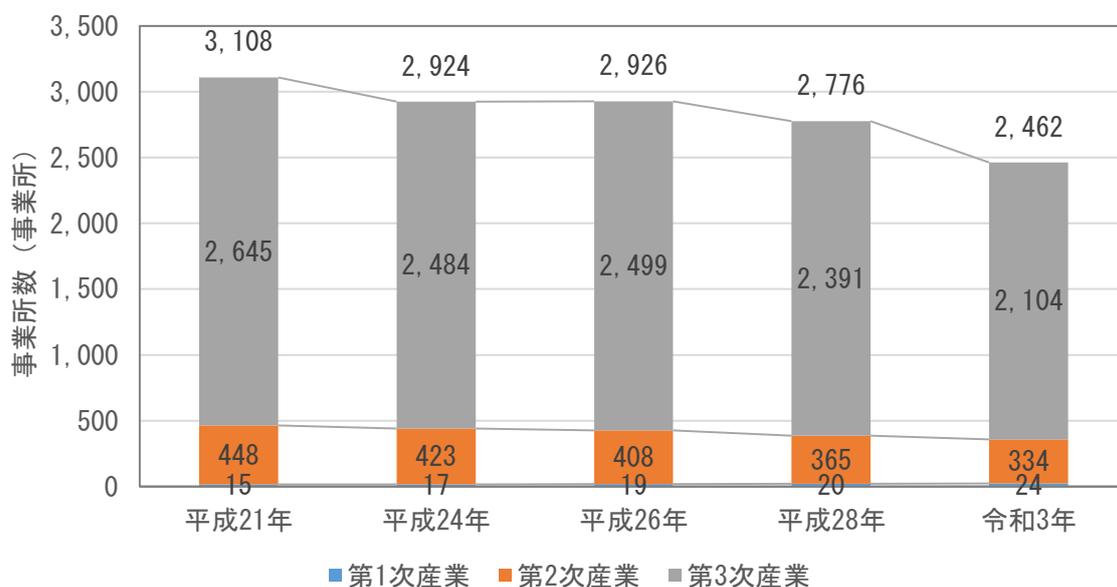


図 2-4 事業所数の推移

3) 従業者数

経済センサス調査年における従業者数の推移を表 2-6 及び図 2-5 に示す。

従業者数の総数は微減傾向となっており、産業 3 部門別では、第 1 次産業の従業者数は増加傾向、第 2 次産業は年々減少を続けているが、第 3 次産業は 17,000 人前後で推移している。

令和 3 年の第 3 次産業の従業者数は総数の約 89% となっている。

表 2-6 従業者数の推移

(単位：人)

産業分類	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
第1次産業	140	171	182	230	203
農業			143		
林業	140	171		230	203
漁業			39		
第2次産業	3,243	3,284	2,393	2,064	1,922
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—
建設業	1,484	1,262	1,203	1,105	1,049
製造業	1,759	2,022	1,190	959	873
第3次産業	16,922	16,733	17,321	17,057	16,897
電気・ガス・熱供給・水道業	104	64	51	98	79
情報通信業	118	98	94	117	103
運輸業、郵便業	1,015	931	800	744	704
卸売業、小売業	5,642	5,068	5,046	4,929	4,509
金融業、保険業	705	858	745	618	637
不動産業、物品賃貸業	350	380	442	377	353
学術研究、専門・技術サービス業	450	407	429	380	439
宿泊業、飲食サービス業	3,256	3,364	3,173	3,106	2,295
生活関連サービス業、娯楽業	1,130	1,025	950	968	848
教育、学習支援業	355	420	450	365	1,145
医療、福祉	2,378	2,804	3,560	3,858	4,286
複合サービス業	322	198	515	497	445
サービス業(他に分類されないもの)	1,097	1,116	1,066	1,000	1,054
総数	20,305	20,188	19,896	19,351	19,022

参考：館山市の統計 2012・2016・2023 III.1. 産業（大分類）別、民営事業所等の推移

※事業内容等不詳を含まない

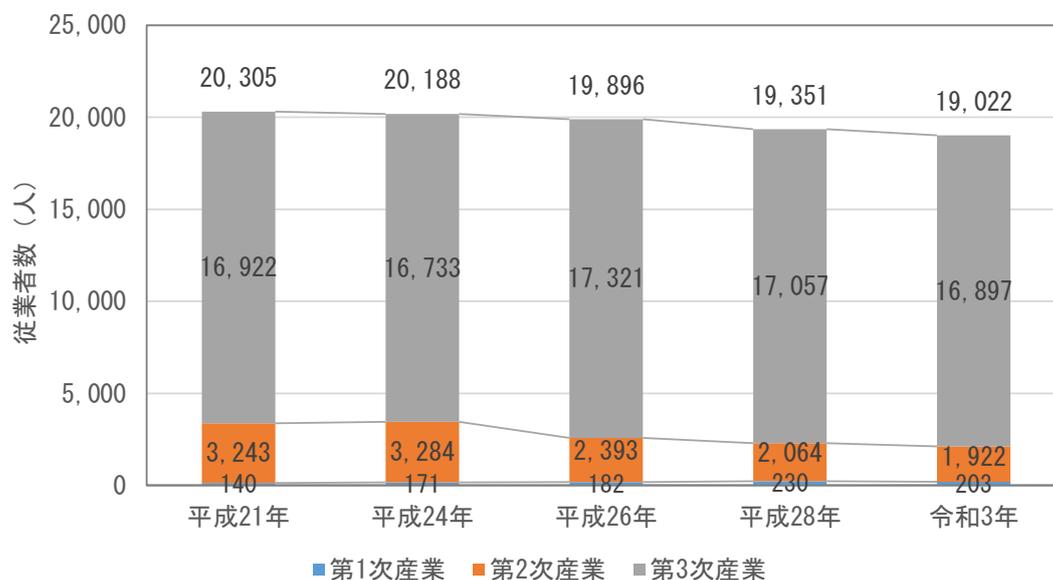


図 2-5 従業者数の推移

2. 地理的条件

1) 本市の地勢

本市は千葉県房総半島の南端に位置し、東京の中心部からは100km圏、県都・千葉市からは直線距離で約70kmにある。面積は110.05km²であり、西は波の穏やかな館山湾、南は黒潮が流れる太平洋に面し、内陸部には緑豊かな田園や照葉樹林の丘陵が広がる。年間平均気温は16℃以上となっており、冬季にも温暖な気候に恵まれている。

南房総国立公園にも指定される34.3kmの海岸線には、別名「鏡ヶ浦」とも呼ばれる館山湾越しに望む富士山など、数多くの景観地が存在する。また、貴重な海洋生物資源を有し、さらに、マリンスポーツや夏の海水浴の適地としても知られている。

半島という地理的特性を有しながら、東京湾アクアラインと東関東自動車道館山線の全線開通により、東京都心からのアクセスは飛躍的に向上した。また、「館山夕日栈橋（館山港多目的観光栈橋）」や交流拠点「“渚の駅” たてやま」の完成により、海の玄関口としての整備も進み、海路・陸路の交流拠点としての発展が期待されている。

一方、房総半島の南端という立地特性から、自然災害への備えも重要となっており、特に近年では、令和元年房総半島台風などにより大きな被害を受けたことから、防災力のさらなる強化に向けた取組が進められている。

2) 本市の位置と面積

本市の位置と面積を表 2-7 及び図 2-6 に示す。

表 2-7 本市の位置と面積

位置		広ぼう (km)		海岸線	総面積
東 経	北 緯	東 西	南 北	km	km ²
東経 139 度 52 分	北緯 34 度 59 分	17	16	34.3	110.05

出典：館山市の統計 2023 I 1. 位置



出典：館山市 HP 「千葉県での位置」

図 2-6 千葉県内の本市の位置

第3節 市政の基本方針（総合計画との関係）

1. 第5次館山市総合計画「前期基本計画」（令和8年3月）【計画期間：令和8年度～令和12年度】

1) 脱炭素による持続可能な社会の実現

①持続可能な地域づくりの推進

- ・館山市特有の豊かで多様な自然環境を未来につないでいくために、自然環境の保全を推進するとともに、生物多様性についても維持保全を推進する。
- ・行政が率先して地球温暖化防止対策と脱炭素化を進め、温室効果ガスの排出量の削減に努める。
- ・市民・事業者の自主的なCO₂削減に向けたエネルギー利用の効率化・最適化を促進し、住宅用省エネルギー設備等への支援を通じて、脱炭素化を推進する。
- ・再生可能エネルギーの地域内循環について、先進事例等を注視しつつ、研究していく。

〈評価指標〉

評価指標	基準値	目標値
公共施設のCO ₂ 排出量（減少）	16,366.1 t - CO ₂	14,402.1 t - CO ₂
住宅用省エネ設備等の設置件数	47件	60件
「環境・衛生対策の充実」に満足（「満足」と「やや満足」の合計）と回答した市民の割合	21.2%	41.2%

2) 資源循環型社会の構築

①4Rの一層の普及

- ・資源の有効活用を進めるため、家庭ごみや事業ごみの分別や適正搬出に向けた意識啓発を図る。
- ・環境負荷を軽減し、資源ごみ再資源化率を高めるため、より効率的な再資源化処理技術の導入を検討する。

②地域ぐるみで進める清潔な環境の維持

- ・市民の協力を得ながら、地域全体で環境美化を推進する。
- ・美しい自然環境を次世代に引き継ぐため、環境学習に取り組む。

〈評価指標〉

評価指標	基準値	目標値
1人1日当たりごみ排出量	1,125 g	1,059 g
資源ごみ再資源化率	13.3%	17.2%
「資源循環型社会の構築」に満足（「満足」と「やや満足」の合計）と回答した市民の割合	12.4%	32.4%

2. 館山市国土強靱化地域計画（令和3年10月）【計画期間：令和3年度～令和7年度】

〈事前に備えるべき目標〉

- ・目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。
- ・目標 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ・目標 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

〈施策推進方針〉

基盤整備
施策：災害廃棄物を一時的に集積する仮置き場の整備 災害廃棄物を一時的に集積する仮置き場の候補地の選定を推進する。
環境共生
施策：ごみ及びし尿収集運搬体制の確立 市民（利用者）の衛生的な生活環境の確保のため、発災後もごみ及びし尿等の継続的な収集が可能となる体制の確立を推進する。
施策：合併処理浄化槽への転換促進 老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い、合併処理浄化槽への転換を促進する。
環境共生
施策：衛生センターの適切な維持管理 平時から衛生センターの設備・機器の定期点検や補修を実施し、適正な維持管理と施設の延命化に努める。
施策：清掃センターの適切な維持管理 「館山市清掃センター長寿命化総合計画」に基づき、日常の適正な運転管理と定期点検整備を実施するとともに、延命化対策工事を実施していくことにより、清掃センターのさらなる長期活用、ごみの適正処理を図る。
施策：ごみの減量化 家庭系ごみの適正搬出と分別、事業系ごみの適正搬出を促進し、さらなるごみの減量化・再資源化に取り組む。
施策：最終処分場の適切な維持管理 がれき類等の安定した最終処分を図るとともに、周辺環境の保全のため、適正な浸出水処理と施設の機能確保に努める。

〈成果指標・目標〉

事業名（計画名）等	KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
合併処理浄化槽普及事業	合併処理浄化槽への転換補助 基数	8 基	150 基(5 か年累計)
衛生センター運営事業	処理能力	100 kL/日	100 kL/日
清掃センター運営事業	焼却能力	65 t/日	80 t/日
清掃センター長寿命化対策 事業			
ごみ減量化・再資源化事業	1 人 1 日あたりごみ排出量	1,266 g/人・日	1,090 g/人・日
環境美化推進事業			
粗大ごみ処理施設運営事業	処理能力	50 t/日	50 t/日
最終処分場運営事業	水処理能力	35 m ³ /日	35 m ³ /日

3. 第五次館山市地球温暖化対策実行計画（令和5年4月）【計画期間：令和5年度～令和9年度】

〈削減目標〉

館山市の事務事業等に伴う温室効果ガスの排出量を、最終計画年度（令和9年度）までに基準年度（令和3年度）比で10%削減する。

〈基本方針〉

- ・循環型社会の形成
- ・省エネルギーの推進

〈取り組み内容〉

資源循環型社会の形成	
項目	具体的な取組
ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業、施設の管理運営により排出される廃棄物の分別を徹底する・職場での食事等で使用する箸、カップを持参し、割りばしや紙コップなどの使い捨てを減らすことを目的とする「マイ箸・マイカップ」を推進する。 ・イベント行事等で排出される廃棄物の削減及び適正処理を図る。 ・調理作業工程等を工夫し、調理くずなどの減量化を図る。 ・生ごみ処理機の導入を検討する。 ・バイオマスプラスチックを使用したごみ指定袋を導入する。
省資源・リサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・原則両面印刷・裏紙の使用を促進する。 ・印刷誤りによる無用な用紙利用を削減する。 ・事務用品の再利用、再使用を促進する。 ・送付・配布物の発行部数の見直しをする。 ・電子媒体の使用によるペーパーレス化を促進する。（デジタル化） ・4R（Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）、Repair（修理））を推進する。 ・館山市清掃センターマテリアルリサイクル設備を用いて、搬入された廃棄物の再生処理を行う。
省エネルギーの推進	
項目	具体的な取組
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の高効率化を図る。（機器の性能を維持するためのフィルターや熱交換器等の定期的なメンテナンス、日常的な点検） ・省エネルギーに配慮した機器（LED等）への切り替えを積極的に検討する。
エネルギー使用量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・使用していない電子機器の電源オフを徹底する。 ・業務や健康上の支障がない範囲で蛍光灯の間引きを行う。 ・電子機器を節電モードの設定に切り替える。 ・冷暖房の適切な温度設定を行う。 ・服装などを工夫し、自ら温度調整する。 ・事務の効率化、時間外勤務の縮減等により照明等の電気使用量の抑制を図る。 ・燃料や電気使用量を精査し、過剰な使用量又は費用でないかを確認する。 ・会議や説明会等のオンライン化を促進する。

4. 館山市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）【計画期間：定めなし】

〈災害廃棄物処理の基本方針〉

- ・ 衛生的な処理
- ・ 迅速な対応・処理
- ・ 計画的な対応・処理
- ・ 環境に配慮した処理
- ・ リサイクルの推進
- ・ 安全作業の確保

〈災害廃棄物への対策（事前の備え）〉

一般廃棄物処理施設の強靱化	
対策	内容
廃棄物処理システムとしての強靱化	本市は、一般廃棄物処理施設が災害によって稼働不能とならないよう、施設の延命化による基幹施設の改修や災害時の必要資機材の量について把握して、事前準備を行う等、廃棄物処理システムとしての強靱化を推進する。
風水害対策	津波や洪水ハザードマップにより一般廃棄物処理施設等の被害を想定し、浸水対策を行う。施設の運転に必要な燃料・薬剤や施設の補修に必要な資機材等の備蓄は、浸水しない場所を選定する。
一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却処理施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、補修等に必要な資機材の備蓄を行う。また、災害時に移動手段の燃料が不足することを想定し、ガソリン等の備蓄を行う。 ・ 施設や補機類の燃料について、市全体として優先調達の協定締結等の対応を検討する。 ・ 点検、修復に備え、当該施設のプラントメーカー等との協力体制を確立する。
BCP（事業継続計画）の策定等	BCP（業務継続計画）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。

5. 館山市清掃センター長寿命化総合計画書（令和2年3月）【計画期間：令和3年度～令和20年度】

長寿命化総合計画に基づいて、館山市清掃センターにおいてストックマネジメントの考え方を採用し、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、定期の延命化対策を実施することにより、施設の延命化、財政の支出の削減を図る。

〈施設保全計画〉

設備・機器の健全度及び劣化予測の結果を基に作成した、今後の整備スケジュールを踏まえて施設整備を実施する。

〈延命化計画〉

- ・目標とする性能水準の設定

項目	具体的な取組
機能回復	設備・機器の耐用年数や劣化状況等を踏まえ、延命化工事を実施することで、各設備の機能回復を図る。
信頼性・安定性向上	燃焼設備の機能向上により、効率的な燃焼と稼働率の向上を図る。
省エネルギー化	省電力機器及び高効率電動機への交換等により、電力使用量の削減を図る。 電力使用量の削減により、二酸化炭素排出量の削減を図る。

- ・延命化効果のまとめ

「延命化する場合」と「施設更新する場合」を廃棄物処理 LCC⁶により定量的に比較した結果、「延命化する場合」の方が、「施設更新する場合」より廃棄物処理 LCC を約 37 億円低減することが期待できる。

また、二酸化炭素排出量の削減については、高効率電動機の採用やインバータ化等の改良を行うことで、延命化対策前に比べて二酸化炭素排出量を 8.1%程度、削減することが期待できる。

延命化計画における年次計画を踏まえて、延命化工事を実施する。

⁶ ライフサイクルコスト。施設が建設～稼働～廃止されるまでに費やされる建設費、運営管理費、解体費などの生涯費用総計を指す。